

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

別添1 (相談援助業務)

順位No.	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
1	1-1	1	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている 精神保健福祉相談員
2				精神障害者に関する相談援助業務を行っている 精神保健福祉士
3				精神障害者に関する相談援助業務を行っている 精神科ソーシャルワーカー
4				精神障害者に関する相談援助業務を行っている 心理判定員
5	1-1	2	児童相談所	児童福祉司
6				児童心理司
7				受付相談員
8				相談員
9				電話相談員
10				児童指導員
11				保育士
12	1-1	3	母子生活支援施設	母子支援員(母子指導員)
13				少年指導員(少年を指導する職員)
14				個別対応職員
15				自立支援担当職員
16				児童指導員
17	1-1	4	児童養護施設	保育士
18				個別対応職員
19				家庭支援専門相談員
20				職業指導員
21				里親支援専門相談員
22				自立支援担当職員
23				児童指導員
24	1-1	5	・障害児入所施設 ・障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る)	保育士
25				児童発達支援管理責任者
26				心理担当職員
27				児童指導員
28	1-1	6	児童心理治療施設	保育士
29				個別対応職員
30				家庭支援専門相談員
31				自立支援担当職員
32				児童自立支援専門員
33	1-1	7	児童自立支援施設	児童生活支援員
34				個別対応職員
35				家庭支援専門相談員
36				職業指導員
37				自立支援担当職員

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
38	1-1	8	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
39				里親制度等普及促進担当者
40				里親等支援員
41	1-1	9	里親支援センター	里親研修等担当者
42				家庭支援専門相談員
43				自立支援担当職員
44				養親等相談支援員
45				児童指導員
46				保育士
47				児童発達支援管理責任者
48	1-1	10	障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く)	機能訓練担当職員(心理担当職員に限る。) 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当者職員に限る。)
49				指導員
50				障害福祉サービス経験者
51				
52	1-1	11	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員、相談支援員
53				退院後生活環境相談員
54				相談員(医療ソーシャルワーカー等)
55				※次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員
56	1-1	12	病院・診療所	ア：患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ：患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助 ウ：患者の社会復帰に係る相談援助 エ：以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
57				身体障害者福祉司
58	1-1	13	身体障害者更生相談所	心理判定員
59				職能判定員
60				ケース・ワーカー
61	1-1	14	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
62				精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
63	1-1	15	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉士
64				精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー
65				精神障害者に関する相談援助業務を行っている心理判定士
66	1-1	16	救護施設	生活指導員
67			更生施設	生活指導員

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
68				査察指導員(指導監督を行う所員)
69				身体障害者福祉司
70				知的障害者福祉司
71				社会福祉主事(老人福祉指導主事)
72				現業を行う所員(現業員)
73				家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)
74	1-1	17	福祉事務所	家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)
75				面接相談員
76				女性相談支援員
77				母子・父子自立支援員
78				「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
79				生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
80				相談支援員
81	1-1	18	女性相談支援センター	心理支援員
82				女性相談支援員
83	1-1	19	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
84				知的障害者福祉司
85	1-1	20	知的障害者更生相談所	心理判定員
86				職能判定員
87				ケース・ワーカー
88			養護老人ホーム	生活相談員
89			特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員
90				主任生活相談員、生活相談員
91	1-1	21	軽費老人ホーム	入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員
92			老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員
93			老人短期入所施設	生活相談員
94			老人デイサービスセンター	生活相談員
95			老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員
96	1-1	22	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
97			指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員
98				介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
99				支援相談員
100	1-1	23	介護老人保健施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
101			介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
102			指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

順位No.	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
103	1-1	24	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
104				生活支援員
105	1-1	25	障害者支援施設	就労支援員
106				サービス管理責任者
107	1-1	26	地域活動支援センター	指導員
108	1-1	27	福祉ホーム	管理人
109			障害福祉サービス事業 (生活介護を行う施設)	生活支援員
110				サービス管理責任者
111			障害福祉サービス事業 (自立訓練(機能訓練、生活訓練)を行う施設)	生活支援員
112				サービス管理責任者
113				生活支援員
114			障害福祉サービス事業 (就労移行支援、認定就労移行支援を行う施設)	職業指導員(相談援助を行う場合に限る。)
115				就労支援員
116	1-1	28		サービス管理責任者
117				生活支援員
118			障害福祉サービス事業 (就労継続支援を行う施設(A型、B型))	職業指導員(相談援助を行う場合に限る。)
119				サービス管理責任者
120			障害福祉サービス事業 (就労定着支援を行う施設)	就労定着支援員
121				サービス管理責任者
122			障害福祉サービス事業 (自立生活援助を行う施設)	地域生活支援員
123				サービス管理責任者
124	1-1	29	一般相談支援事業所	相談支援専門員
125	1-1	30	特定相談支援事業所	相談支援専門員、相談支援員
126		1-2	1 生活保護法に規定する授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
127			生活保護法に規定する宿所提供的施設	
128				児童指導員
129				保育士
130	1-2	2	乳児院	個別対応職員
131				家庭支援専門相談員
132				里親支援専門相談員
133	1-2	3	有料老人ホーム	生活相談員
134			指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
135	1-2	4	指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
136			指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
137		1-2	5 身体障害者更生援護施設	生活支援員
138			身体障害者福祉工場	指導員
139				精神保健福祉士
140	1-2	6	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員
141				管理人
142	1-2	7	知的障害者援護施設	生活支援員

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

順位No	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
143	1-2	8	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
144	1-2	9	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
145				専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)
146	1-2	10	都道府県社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)
147				福祉活動専門員
148	1-2	11	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行う職員)
149				相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、その他の要援護者に対するものに限る。)
150	1-2	12	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行う職員(相談員)
151				児童指導員
152	1-2	13	医療型児童発達支援を行う施設	保育士
153				児童発達支援管理責任者
154				機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る。)
155	1-2	14	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援、重症心身障害児施設支	児童指導員
156				保育士
157	1-2	15	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員、ケースワーカー
158	1-2	16	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
159			刑事施設	
160	1-2	17	少年院	刑務官、法務教官、法務技官(心理)、福祉専門官
161			少年鑑別所	
162	1-2	18	地方更生保護委員会	
163			保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
164				補導主任
165	1-2	19	更生保護施設	補導員
166				福祉職員
167				薬物専門職員
168	1-2	20	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
169	1-2	21	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
170				相談援助業務を行っている指導員
171	1-2	22	児童自立生活援助事業を行っている施設	個別対応職員
172				自立支援担当職員
173			子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)を行っている児童養護施設	
174	1-2	23	子育て短期支援事業を行っている母子生活支援施設	相談援助業務を行っている職員
175			子育て短期支援事業を行っている乳児院	
176			子育て短期支援事業を行っている保育所等	
177	1-2	24	母子家庭等就業・自立支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
178			一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
179	1-2	25	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
180	1-2	26	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
181	1-2	27	母子・父子自立支援プログラム策定事業行っている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員
182	1-2	28	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱に基づく、「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設	就業支援専門員
183	1-2	29	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員
184				保育士
185	1-2	30	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
186			聴覚障害者情報提供施設	
187	1-2	31	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
188	1-2	32	障害福祉サービス事業 (療養介護を行う施設)	相談援助業務を行っている職員
189			障害福祉サービス事業 (短期入所を行う施設)	
190			障害福祉サービス事業 (重度障害者等包括支援を行う施設)	
191			障害福祉サービス事業 (共同生活援助を行う施設)	
192	1-2	33	知的障害児施設 (自閉症児施設(第一種、第二種))	児童指導員 保育士
193			知的障害児通園施設	
194			盲ろうあ児施設 (盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設)	
195			肢体不自由児施設(通園・療護)	
196	1-2	34	重症心身障害児施設	児童指導員
197				保育士
198				心理指導を担当する職員(心理指導員)
199	1-2	35	指定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
200	1-2	36	改正前の地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
201	1-2	37	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
202			障害者相談支援事業を行っている施設	
203			障害児等療育支援事業を行っている施設	
204	1-2	38	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
205				地域移行推進員
206	1-2	39	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
207				地域移行推進員
208	1-2	40	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
209	1-2	41	「アウトリーチ事業」、「アウトリーチ支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
210	1-2	42	指定通所介護を行う施設(以下を含む) ・基準該当通所介護 ・指定地域密着型通所介護 ・指定介護予防通所介護 ・基準該当介護予防通所介護 ・第一号通所事業(介護保険法に基づく事業者指定を受けているもの) ※老人デイサービスセンターを除く	生活相談員
211			指定短期入所生活介護を行う施設(以下を含む) ・基準該当短期入所生活介護 ・指定介護予防短期入所生活介護 ・基準該当介護予防短期入所生活介護 ※老人短期入所施設を除く	
212	1-2	43	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む)	支援相談員
213			指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む)	
214	1-2	44	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
215	1-2	45	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
216	1-2	46	指定認知症対応型通所介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む) ※老人デイサービスセンターを除く	生活相談員
217	1-2	47	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
218			指定複合型サービスを行う施設	
219	1-2	48	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
220				介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
221	1-2	49	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
222	1-2	50	介護予防支援事業を行っている事業所 又は第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
223	1-2	51	「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」をおこなっている生活支援ハウス	生活援助員
224	1-2	52	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行う ・「高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)」 ・「多くの高齢者が居住する集合住宅等」	相談援助業務を行っている生活援助員
225	1-2	53	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
226	1-2	54	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
227	1-2	55	「自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領」に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
228	1-2	56	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
229				その他相談援助業務を行っている専任の職員
230	1-2	57	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
231	1-2	58	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
232	1-2	59	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
233	1-2	60	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
234	1-2	61	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
235	1-2	62	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)	主任相談支援員、相談支援員 就労支援員
236			家計相談支援モデル事業を行っている事業所	家計相談支援員
237	1-2	63	生活困窮自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員、相談支援員 就労支援員
238			生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所)	就労支援準備担当者
239			生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
240	1-2	64	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
241	1-2	65	生活保護法に規定する、被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
242	1-2	66	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
243				就労支援を担当する職員
244	1-2	67	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
245	1-2	68	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
246				職場適応援助者
247	1-2	69	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
248			訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	
249	1-2	70	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
250	1-2	71	障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
251	1-2	72	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者
252				主任職場定着支援担当者
253				生活支援担当職員
254	1-2	73	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター
255				障害学生等雇用サポーター
256	1-2	74	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
257	1-2	75	難病相談支援センター	難病相談支援員
258	1-2	76	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
259	1-2	77	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
260	1-2	78	母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
261	1-2	79	厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
262	1-2	80	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
263	1-2	81	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
264	1-2	82	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
265	1-2	83	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
266	1-2	84	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
267	1-2	85	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター
268	1-2	86	日常生活支援住居施設	生活支援員
269				生活支援提供責任者
270	1-2	87	産後ケア事業を実施する施設	産後ケアに関する相談に応ずる職員
271	1-2	88	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
272	1-2	89	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
273	1-2	90	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
274	1-2	91	児童厚生施設(児童遊園を除く。)	相談援助業務を行っている者
275	1-2	92	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
276	1-2	93	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター
277				生活相談支援員
278				就労相談支援員
279	1-2	94	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター
280				母子支援員
281	1-2	95	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
282	1-2	96	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
283	1-2	97	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
284				母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
285				統括支援員
286	1-2	98	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員
287	1-2	99	福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 ※ 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。 事前に岩手県社会福祉協議会へ確認してください。

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
別添2（介護等の業務）				
288	2	1	障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）を行う施設	利用者の保護に直接従事する職員、訪問支援員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
289			児童発達支援センター	
290			障害児入所施設	
291			知的障害児施設	
292			知的障害児通園施設	
293			盲ろうあ児施設	
294			肢体不自由児施設	
295			重症心身障害児施設	
296			指定発達支援医療機関	
297	2	2	身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設)	主たる業務が介護等の業務である者
298			地域活動支援センター	
299			障害者支援施設	
300	2	3	救護施設	介護職員、介助員 (主たる業務が介護等の業務である者)
301			更生施設	
302	2	4	老人デイサービスセンター	介護職員、介護従事者、介護従業者、介助員 (主たる業務が介護等の業務である者)
303			老人短期入所施設	
304			特別養護老人ホーム	
305	2	5	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護(ケアホーム)を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
306	2	6	障害福祉サービス事業のうち 居宅介護を行う事業所	訪問介護員、ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど 主たる業務が介護等の業務である者
307			重度訪問介護を行う事業所	
308			同行援護を行う事業所	
309			行動援護を行う事業所	
310			療養介護を行う事業所	
311			生活介護を行う事業所	
312			短期入所を行う事業所	
313			重度障害者等包括支援を行う事業所	
314			自立訓練を行う事業所	
315			就労移行支援を行う事業所	
316			就労継続支援を行う事業所	
317			共同生活援助を行う事業所	
318	2	7	児童デイサービス	主たる業務が介護等の業務である者
319	2	8	指定訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
320			指定介護予防訪問介護	
321			第一号訪問事業	

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
322	2	9	指定訪問看護	看護補助者、看護助手 (看護業務の補助を行う者であって、その主たる
323			指定介護予防訪問看護	
324	2	10	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)を行う施設	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
325			指定地域密着型通所介護を行う施設	
326			指定介護予防通所介護を行う施設	
327			指定短期入所生活介護を行う施設	
328			指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	
329			第一号通所事業を行う施設	
			※老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く	
330	2	11	指定訪問入浴介護	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
331			指定介護予防訪問入浴介護	
332	2	12	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員、ホームヘルパー
333	2	13	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
334	2	14	指定認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
335			指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	
			※老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く	
336	2	15	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者 (主たる業務が介護等の業務である者)
337			指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
338	2	16	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者 (主たる業務が介護等の業務である者)
339			指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
340	2	17	指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	介護従業者(主たる業務が介護等の業務である者)
341	2	18	指定通所リハビリテーションを行う施設	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
342			指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設	
343			指定短期入所療養介護を行う施設	
344			指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
345	2	19	指定特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
346			指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設	
347			指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	
348	2	20	指定介護老人福祉施設	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
349			指定地域密着型介護老人福祉施設	
350	2	21	養護老人ホーム	介護職員 (主たる業務が介護等の業務である者)
351			軽費老人ホーム	
352			有料老人ホーム	
353			介護老人保健施設	
354			その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むもの	
355	2	22	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者

介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付制度 返還免除対象業務一覧

通しNo	項目1	項目2	返還猶予・返還免除の対象となる施設・事業所	返還猶予・返還免除の対象となる職種
356	2	23	指定介護療養型医療施設 (療養病床等により構成される病棟又は診療所)	介護職員等その他主たる業務が介護等の業務である者
357	2	24	介護医療院	介護職員等その他主たる業務が介護等の業務である者
358	2	25	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等)	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
359	2	26	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
360	2	27	訪問看護事業を行う事業所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
361	2	28	国立ハンセン病療養所等	介護職員等その他主たる業務が介護等の業務である者
362	2	29	家政婦紹介所 (個人の家庭において介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦(個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者)
363	2	30	労災特別介護施設	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
364	2	31	重症心身障害児(者)通園事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)
365	2	32	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
366	2	33	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
367	2	34	「身体障害者自立支援」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
368			「生活サポート」を行っている施設	
369	2	35	「移動支援事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
370			「日中一時支援」を行っている施設	
371		35	「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設	介助員(主たる業務が介護等の業務である者)
372			「訪問入浴サービス」を行っている施設	
373	2	36	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
374	2	37	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
375	2	38	原子爆弾被爆者デイサービス事業を行っている施設	介護職員(主たる業務が介護等の業務である者)
376			原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	
377	2	39	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
378	2	40	介護等の便宜を供与する事業	主たる業務が介護等の業務である者

- この一覧は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(令和6年7月3日付社援発0703第1号)」厚生労働省社会・援護局長通知により定められているものについて、便宜上一覧にしたものです。
 - 一覧表に記載があるものでも、一部は対象外の場合がありますので、施設・職種ごとの要件の詳細については、当該通知の該当箇所を必ず確認してください。(通知は、本会ホームページに掲載しています。)
 - 岩手県内に設置されていない施設・事業所も掲載していますので、ご注意ください。
- ※ 雇用先が、介護保険法の指定を受けていない有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅で従事する場合、介護職員等の業務には該当しません。ただし、訪問介護事業所等に雇用され、実際の勤務先(従事先)が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の場合は、介護職員等の業務として取扱います。
- ※ 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種
【例】:相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師
- ※ 看護補助者のうち、空床時のベッドメーキングや検体の運搬など、間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。